

岩手県告示第 331 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 4 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市飯岡新田地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成 19 年 3 月 26 日から平成 19 年 7 月 31 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（3 級基準点測量、4 級基準点測量、平板測量、路線測量）